

居宅介護支援重要事項説明書

居宅介護支援業務について、サービスを利用する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なくお尋ねください。

この「重要事項説明書」は、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」に基づき、居宅介護支援の提供の開始に際して、事業者があらかじめ説明しなければならない内容を記したものです。

1 ケアプランセンター マイライフ徳丸の概要

(1) 居宅介護支援事業所の指定番号及びサービス提供地域

事業所名	ケアプランセンター マイライフ徳丸
所在地	板橋区徳丸3丁目3番28号
介護保険指定番号	事業者番号 1371903509
事業実施地域	板橋区

*上記地域以外の方でもご相談下さい。

(2) 職員体制 (令和4年7月1日現在)

職 種	職 務 内 容	人 員
管理者 (主任介護支援専門員)	事業所の運営及び業務全般の管理業務	常勤 1名
主任介護支援専門員	居宅介護支援サービス等に関わる業務	常勤 2名
介護支援専門員	居宅介護支援サービス等に関わる業務	常勤 3名

(3) 営業日及び営業時間

営業日・営業時間	平日(月～金) 9:00～17:00 ※土・日・祝祭日および年末年始12月29日～1月3日を 除きますが、電話等により、24時間常時連絡が可能な体 制となります。
----------	--

2 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

(1) 居宅サービス計画の作成(保険適用内)

- ①介護保険要介護認定において、「要介護1～5」と認定された方に、下記の手順で居宅サービス計画を作成いたします。
- ②当事業所の重要事項説明書を説明し、それについて同意を得ることができましたら、契約書を締結させていただきます。
- ③契約後、介護支援専門員が利用者様のお宅を訪問し、お困りのことやご希望をうかがって、解決すべき問題を把握します。
- ④当該地域におけるサービス提供事業者の指定居宅サービスの内容や利用料等の情報を利用者及びその家族に提供し、利用者に指定居宅サービスを選択していただきます。利用者は居宅サービス計画に位置付ける居宅サービス事業所については複数の事業所の紹介を求めることが可能であり、また当該事業所を居宅サービス計画に位置付けた理由を求めることが可能です。
- ⑤提供される居宅サービスの目標、達成時期、居宅サービスを行ううえでの留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。

- ⑥居宅サービス計画の原案に盛り込んだ介護サービスについて、保険給付の対象にならないもの（自己負担分）を区分して、それぞれ種類、内容、利用料等を説明し、うかがいます。
- ⑦利用者とサービス提供事業者とのサービス利用契約の締結にあたって、必要な支援を行います。
- ⑧サービス担当者会議等を開催し、居宅サービス計画の内容について利用者やサービス事業者と共通認識を得て必要な修正を加え、計画を最終的に決定します。
- ⑨居宅サービス計画の作成後、利用者の状況に応じてサービスが提供されるよう、状況把握に努め、サービス提供事業者との連絡調整を行います。
- ⑩実施状況に当たっては、利用者宅への訪問による面接を月に一度は行って把握に努め、その結果を記録に残します。
- ⑪居宅サービス計画の変更や要介護認定区分の変更にあたって、必要な支援を行います。
- ⑫利用者が介護保険施設等への入所を希望される際には、利用者に介護保険施設に関する情報提供と連絡調整を行います。
- ⑬病院等に入院しなければならない場合には、退院後の在宅生活への円滑な移行を支援等するため、早期に病院等と情報共有や連携をする必要がありますので、病院等には担当する介護支援専門員の名前や連絡先を伝えてください。

(2) 給付管理（保険適用内）

居宅サービス計画作成後、その内容に基づいてサービス利用票及び提供票による給付管理を行うとともに、毎月の給付管理を作成し、東京都国民健康保険団体連合会に提出します。

(3) 相談及び説明（保険適用内）

介護保険制度及び介護に関し幅広くご相談に応じます。

(4) 医療機関との連携及び主治医への連絡（保険適用内）

ケアプランの作成時又は変更時及びサービス利用時において必要なときは、利用者の同意を得たうえで、関連する医療機関や主治医と連絡をとり、連携を図ります。

(5) 要介護認定に係る申請の援助（保険適用内）

- ①利用者の意見に基づいて、要介護認定等の申請に必要な援助をいたします。
- ②利用者の要介護認定の有効期間満了のおおむね30日前には、要介護認定の更新申請に必要な援助を行います。

3 ご利用料金

(1) 利用料

居宅サービス計画の作成料は、介護保険から全額給付されるため、原則として利用者の自己負担はありません。但し、利用者の介護保険料の滞納等により、ご利用者の介護保険被保険者証に支払方法に関する記載があったときは、各要介護度に応じ下の表の金額をお支払いいただきます。この場合、当事業所の発行する証明書を市町村に窓口へ提出をして、払い戻し（償還払い）を受けてください。

① 基本料金

項目	取り扱い区分	介護度	単位数	×地域係数 11.40 円(1級地)
居宅介護支援費 I i	介護支援専門員 1人あたりの担当件数が 1~39 件	要介護 1. 2	1,076	12,266 円/月
		要介護 3. 4. 5	1,398	15,937 円/月
居宅介護支援費 I ii	介護支援専門員 1人あたりの担当件数が 40~59 件	要介護 1. 2	539	6,114 円/月
		要介護 3. 4. 5	698	7,957 円/月
居宅介護支	介護支援専門員 1人あた	要介護 1. 2	323	3,682 円/月

援費 I iii	りの担当件数が 60 件～	要介護 3. 4. 5	418	4, 765 円/月
居宅介護支 援費 II i	介護支援専門員 1 人あた りの担当件数が 1～39 件	要介護 1. 2	1, 076	12, 266 円/月
		要介護 3. 4. 5	1, 398	15, 937 円/月
居宅介護支 援費 II ii	介護支援専門員 1 人あた りの担当件数が 40～59 件	要介護 1. 2	522	5, 950 円/月
		要介護 3. 4. 5	677	7, 717 円/月
居宅介護支 援費 II iii	介護支援専門員 1 人あた りの担当件数が 60 件～	要介護 1. 2	313	3, 568 円/月
		要介護 3. 4. 5	406	4, 628 円/月
介護予防支援費		要支援 1. 2	438	4, 993 円/月

法定代理受領により、介護保険給付が支払われる場合、自己負担はありませんが、利用者の保険料滞納により保険給付金が事業者を支払われない場合、利用者は 1 ヶ月につき要介護度に応じて上記の料金を事業者を支払うものとします。

② 加算

項 目	内 容	単位数	×地域係数 11. 40 円 (1 級地)
初回加算	新規に居宅サービス計画を作成する場合 要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サ ービス計画を作成する場合 要介護状態区分が 2 区分以上変更された場合に 居宅サービス計画を作成する場合	300	3, 420 円
特定事業所加算 (I)	・必要に応じて、多様な主体等が提供する生活 支援のサービス（インフォーマルサービスを含 む）が包括的に提供されるような居宅サービス 計画を作成していること ・小規模事業所が事業所間連携により質の高い ケアマネジメントを実現していくよう事業所間 連携により体制確保や対応等を行うこと ・公正中立性の確保を図る観点から利用者に説 明を行うとともに、介護サービス情報公表制度 において公表 ・前 6 か月間に作成したケアプランにおける、 訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福 祉用具貸与の各サービスの利用割合や訪問介 護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具 貸与の各サービスごとの、同一事業者によって 提供されたものの割合（一月につき）	500	5, 700 円
特定事業所加算 (II)		400	4, 560 円
特定事業所加算 (III)		300	3, 420 円
特定事業所加算 (A)		100	1, 140 円
特定事業所医療介護連携 加算	病院との連携や看取りへの対応の状況の評価	125	1, 425 円
委託連携加算	介護予防支援事業所が委託する個々のケアプ ランについて、委託時における居宅介護支援事 業者との適切な情報連携等を評価	300	3, 420 円
入院時情報連携加算 I	入院の日から 3 日以内に病院等の職員に必要 な情報提供をした場合	200	2, 280 円
入院時情報連携加算 II	入院の日から 4 日以上 7 日以内に病院等の 職員に必要な情報提供をした場合	100	1, 140 円

通院時情報連携加算	利用者の通院に同行するケアマネジャーへの評価	50	570 円
退院・退所加算（Ⅰ）イ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報をカンファレンス以外の方法により1回受けていること	450	5,130 円
退院・退所加算（Ⅰ）ロ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報をカンファレンスにより1回受けていること	600	6,840 円
退院・退所加算（Ⅱ）イ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報をカンファレンス以外の方法により2回受けていること	600	6,840 円
退院・退所加算（Ⅱ）ロ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報を2回受けており、うち1回はカンファレンスによること	750	8,550 円
退院・退所加算（Ⅲ）	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報を3回以上受けており、うち1回はカンファレンスによること	900	10,260 円
緊急時等居宅カンファレンス加算	病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の医師又は看護師等と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合	200	2,280 円
ターミナルケアマネジメント加算	在宅で死亡した利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る）に対して、死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、利用者又はその家族の同意を得て、居宅を訪問し、心身の状況等を記録し、主治医及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者提供した場合	400	4,560 円

（2）解約料

利用者はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

（3）支払方法

料金が発生する場合、月ごとの精算とし、毎月15日までに前月分の請求をいたしますので、14日以内にお支払ください。お支払いいただきますと、領収証を発行します。

4 サービスの利用方法

（1）サービスの利用開始

まずは、電話等でお申し込みください。ケアプランセンターマイライフ徳丸の介護支援専門員がお宅へ伺いいたします。契約を締結したのち、サービス提供が開始されます。

（2）サービスの終了

①利用者の都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出くだされば、いつでも解約できます。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域のほかの居宅介護支援事業所を紹介いたします。

③自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ 利用者が介護保険施設等に入所されたとき。

- ・ 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定が、非該当（自立）又は要支援1・2と認定された場合
- ・ 利用者がお亡くなりになった場合

④その他

- ・ 当事業所の介護支援専門員が、利用者又はご家族に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行いその改善が見込めない場合文書で通知することにより、直ちに居宅介護支援サービスを解約することができます。この場合においても地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介いたします。
- ・ 利用者やご家族などが当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行いその改善が見込めない場合、文書で通知することにより即座にサービスを終了させていただく場合がございます。この場合においても地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介いたします。

5 事故発生時の対応及び賠償責任

- (1) 事故等の緊急事態が発生した場合は、速やかに利用者及びご家族、その他の関係者に連絡を取り必要な措置をとります。
- (2) 利用者に対する居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には必要な賠償を行います。

6 秘密の保持と個人情報の保護について

事業者及び介護支援専門員は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する個人情報並びに秘密事項については、正当な理由なく第三者に漏らしません。

また、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとします。

7 当事業所の居宅介護支援の特徴等

(1) 運営の方針

- ① 基本理念：『高齢者介護サービスを通じて、地域社会に「安心」・「安全」・「幸せ」の輪を広げます。』北野会は、『**き**もちよく **た**のしく **の**んびりとくつろげる **か**いごをさせて **い**ただきます』

- ② サービスの質の向上への方策

板橋区、またはその他諸団体の研修等へ積極的に参加して自己研鑽に努め、またサービス事業者等との連携を図り、より良い居宅サービス計画の作成に努めていきます。

(2) 運営法人の概要

法人名／代表者	社会福祉法人 北野会 理事長 高麗正夫
所在地	板橋区徳丸三丁目32番28号
電話番号	03-3933-0039
運営事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第一種社会福祉事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別養護老人ホーム ○ 第二種社会福祉事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 老人デイサービス事業 ・ 老人短期入所事業 ・ 老人居宅介護事業 ・ 認知症対応型老人共同生活事業 ○ 公益事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域包括支援センター及び介護予防支援事業 ・ 居宅介護支援事業 ・ 生活援助員事業

8 サービス内容に関する苦情

①当事業所のご相談・苦情担当

当事業所のサービス等に関するご相談、苦情及び要望については、下記の者が担当させていただきます。

担当 中原 裕敦（管理者）

電話 03-3933-0045

②その他

当事業所以外に、区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

板橋区 健康生きがい部 介護保険課 介護保険苦情相談室

月～金曜日 9：00～17：00（土日祝日、年末年始休み）

直通電話 03-3579-2079 FAX 03-3579-3402

東京都国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口 専用

直通電話 03-6238-0177

苦情解決第三者委員

徳丸民生児童委員 会長 今井まき子

電話 03-6789-2612

本書での説明をさせていただいたご家族の方は、その他のご家族を代表されて説明を受けたものとさせていただきます。

事業者

所在地 板橋区徳丸三丁目3番28号
名称 ケアプランセンター マイライフ徳丸 印

説明者 社会福祉法人 北野会

氏名 _____ 印

私は、事業者から本重要事項の説明を受け同意し、本書を交付されました。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

(利用者) 住所

氏名 _____ 印

(利用者代理人) 住所

氏名 _____ 印

利用者との関係・続柄 (_____)

以上